

岡山県同窓会等開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「結婚への関心」の向上や「出会いの機会」の創出、「Uターン・定住」の促進等を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため、同窓会や出会いイベントを実施・支援する市町村に対し、予算の範囲内において岡山県同窓会等開催支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、岡山県内の市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市町村が実施する次の事業とする。

(1) 同窓会開催経費支援事業

同窓会の開催経費を支援する事業(市町村が、同窓会又は同窓会に準ずるイベントを主催する場合も、本事業に含む。)のうち、次の条件を満たすもの。

ア 県内に存する小学校、中学校(中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部を含む)、高等学校(中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・高等専門学校を含む)及び大学等の同窓会で、参加者の年齢が満35歳に達する年度の末日までに開催されるものであること。

なお、幅広い年代が参加する同窓会については、満35歳に達する年度の末日までの参加者に係る経費を補助金の交付の対象とする。

イ 同窓会の参加者に対し、県が別途指定するアンケートへの回答、パンフレット等の配布及び情報発信等への協力依頼をすること。

(2) 出会いイベント実施事業・開催経費支援事業

出会いイベントを実施する事業及び出会いイベントの開催経費を支援する事業のうち、次の条件を満たすもの。

ア 20歳から39歳の独身男女が各5名以上参加者に含まれること。

イ 結婚を希望する独身者に対する健全な出会いの場の提供を目的として実施されるものであること。

ウ 参加者を公募するなど、特定の者のために開催されるものでないこと。
2 補助対象事業が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 国又は県の他の補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているもの。
- (2) 特定の候補者、政治団体及び宗教団体等の活動又は宣伝並びにその他社会通念上公金で補助することがふさわしくない同窓会又は出会いイベントを対象とするもの。
- (3) その他知事が補助の対象としないことが適当であると認める同窓会又は出会いイベントを対象とするもの。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）及びその他必要な書類を添えて、知事に対し、定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じてヒアリングを行い、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容を、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 第7条の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽易な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の20%以内の変更(補助金交付決定額の増となる変更を除く。)

(2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲において、補助事業の細部の変更

2 知事は、前項の規定による変更等の承認申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更等の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

(指示)

第11条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止(廃止)の承認を受けた場合を含む。)は、実績報告書(様式第4号)、実績調書

(様式第5号)及びその他必要な書類を添えて、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じてヒアリングを行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第6号)により補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第15条 知事は、規則第17条第1項各号の一に該当するときのほか、補助事業者が次の各号の一に該当するとき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があったのちにおいても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しの場合に準用する。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しな

ったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- 3 知事は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第18条 知事は、第11条第1項の規定により指示を行うとき、又は第15条第1項の規定により決定の取消しを行うときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額 (1市町村あたり 年間の上限)
同窓会開催経費支援事業	1 市町村による補助事業	市町村が支出する補助金及び交付金（名称は問わない）	1 / 2	500,000 円 ※1、2合計の補助限度額
	2 市町村が同窓会又は同窓会に準ずるイベントを主催	同窓会やイベント開催に要する次の経費 ・印刷製本費 ・会場使用料及び食糧費 ・報償費 ・旅費 ・その他需用費(消耗品及び燃料費)		
出合いイベント実施事業	1 市町村が単独で実施	・役務費(通信運搬費、広告費、各種手数料、ボランティア保険料)	1 / 3	300,000 円
	2 複数の市町村が連携して実施	・委託料 ・その他使用料及び貸借料 ・原材料費 ・その他経費(上記以外で相当と認める経費)	1 / 2	500,000 円
出合いイベント開催経費支援事業	1 単独の市町村による補助事業	市町村が支出する補助金及び交付金（名称は問わない）	1 / 4	200,000 円
	2 複数の市町村による補助事業		1 / 3	300,000 円

※上記の事業を全て実施した場合の補助限度額は1市町村当たり年間1,800,000円